

令和2年10月30日
在ウクライナ日本国大使館

件名: 在ウクライナ日本国大使館職員の新型コロナウイルス感染(10月30日)

【ポイント】

- 10月29日、当館職員1名の新型コロナウイルス感染が確認されました。
- 当該職員は、新型コロナウイルス感染が疑われる症状を確認した10月27日以降出勤していません。また、当館来館者との接触もありません。
- 在ウクライナ日本国大使館は、邦人保護を含む領事業務等に支障が出ないように、引き続き、職員等に対する必要な感染防止策を講じます。

【本文】

在留邦人の皆様へ
たびレジ登録者の皆様へ

※ウクライナの新型コロナウイルス対策関連情報は、当館HPに掲載しています。

当館 HP : https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular.html

- 1 10月29日、当館職員1名の新型コロナウイルス感染(PCR検査陽性確認者)が確認されました。
- 2 当該職員は、新型コロナウイルス感染が疑われる症状を確認した10月27日以降出勤していません。また、当館来館者との接触もありません。
- 3 在ウクライナ日本国大使館としては、邦人保護を含む領事業務等に支障が出ないように、引き続き、職員等に対する必要な感染防止策を講じます。また、現在当館は来館者への感染防止のため、以下の対策を講じておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
 - (1) 当館職員等の手洗い・消毒、マスクの着用、検温等の励行。
 - (2) 来館者に対する検温及び体調確認の実施。
 - (3) 領事待合室等の窓を開放し、外気を取り入れ、換気を励行。
 - (4) 緊急の用件の場合の予約は当然不要ですが、他の来館者との無用な接触を防ぐため、通常の領事業務は可能な限り事前の予約をお願いします。
- 4 在ウクライナ日本国大使館は、ウクライナに滞在中の日本人の方に対してできる限りの支援などを通じ、皆様の安全確保と必要な支援に万全を期してまいります。新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いが生じた方、及び、緊急の用件がある方は、在ウクライナ日本国大使館まで、メールや電話でご連絡・ご相談ください。

(情報入手可能なサイト)

○在ウクライナ日本国大使館 HP (新型コロナウイルス関連情報も掲載)

(https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular.html)

○ウクライナ最高会議HP: 新型コロナウイルス感染症に関する特設サイト(英語)

(<https://covid19.com.ua/en>)

○ウクライナ保健省HP: 新型コロナウイルス感染症情報(ウクライナ語)

(<https://moz.gov.ua/koronavirus-2019-ncov>)

【問い合わせ先】

在ウクライナ日本国大使館領事部

電話: +38(044)490-5500

FAX: +38(044)490-5502

HP: https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>